目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　フロン類の使用の合理化に係る措置

第一節　フロン類の製造業者等が講ずべき措置（第九条―第十一条）

第二節　指定製品の製造業者等が講ずべき措置（第十二条―第十五条）

第三章　特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

第一節　第一種特定製品の管理者が講ずべき措置（第十六条―第二十六条）

第二節　第一種特定製品へのフロン類の充**塡**及び第一種特定製品からのフロン類の回収（第二十七条―第四十九条）

第三節　第一種特定製品から回収されるフロン類の再生（第五十条―第六十二条）

第四節　フロン類の破壊（第六十三条―第七十三条）

第五節　費用負担（第七十四条・第七十五条）

第六節　情報処理センター（第七十六条―第八十五条）

第四章　雑則（第八十六条―第百二条）

第五章　罰則（第百三条―第百九条）

附則

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者」に改め、「ともに、」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用される」に、「回収及び破壊の実施を確保する」を「管理の適正化の」に改める。

第二条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「充てんされている」を「充**塡**されている」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充**塡**されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

第二条に次の七項を加える。

6　この法律において「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

7　この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいう。

一　フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）

二　フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三　前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

8　この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

一　フロン類使用製品を使用すること。

二　フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三　フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

9　この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充**塡**、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。

10　この法律において「第一種フロン類充**塡**回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充**塡**すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充**塡**されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充**塡**回収業者」とは、第一種フロン類充**塡**回収業を行うことについて第二十七条第一項の登録を受けた者をいう。

11　この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充**塡**されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。

12　この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充**塡**されているフロン類の破壊を業として行うことをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者をいう。

第三条第一項中「主務大臣は、」の下に「フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることにより」を加え、「特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の排出の抑制」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の指針は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれたものでなければならない。

第四条を削る。

第五条の見出しを「（製造業者等の責務）」に改め、同条中「又は特定製品の製造を行う事業者」を「の製造業者等」に、「第三条第一項」を「前条第一項」に、「フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの」を「フロン類代替物質」に、「及びその物質を使用した製品の開発を行うように」を「その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう」に、「特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条に次の二項を加える。

2　指定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度（次条第一項及び次章第二節において「使用フロン類の環境影響度」という。）の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなければならない。